

社会保障論評25-008号 （作成日：2025年10月24日）

「基礎年金の意義」

- 2025年10月23・24日に、日本年金学会の研究発表会が行われた。筆者は所用で23日は外出し、途切れ途切れのオンライン視聴しかできていないが、牛丸聡・元早稲田大教授の「わが国の公的年金制度―将来に向けて2025年に考えたこと」に関してコメントしたい。
- 牛丸氏が「基礎年金は、高齢者の生活の基本部分を保障する年金である」とする点に関して、コメンテーターの権丈善一・慶應大教授が「何を根拠とした考え方か」と質問し、牛丸氏は「私の信念である」と答えたが、もっと明確に回答すれば良かったのではないかな。
- 温厚な牛丸氏だから、「そんなことも分からないで、よく年金を論じられるな」とは言わなかったのだろうが、そんな権丈氏が社会保障審議会年金部会の委員であり、厚生労働省も重用（？重宝）しているように見えることは、現在の年金論議の低迷の象徴に思える。
- 国民年金法第1条は、「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的」としている。
- 言うまでもなく、これは第25条第1項の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という生存権保障について、国に努力義務を負わせたものである。牛丸氏にとっては、あまりに基本的な事を質問されたことに対する戸惑いがあっただろう。
- 2004年改定でのマクロ経済スライド導入後の年金論議は、そんな基礎年金の理念や本質に目を向けず、厚生年金の方にばかり注力しているように見える。牛丸氏が2025年改正で、「基礎年金の底上げ」に最も関心を持ったのは、基礎年金への注目に期待したからだろう。
- これに対し、権丈氏が「基礎年金底上げ、基礎年金保険料45年化、厚生年金被保険者拡大」のどの優先順位が高いのかと聞いたのには、本当に呆れ果てた。年金部会での発言からすると、権丈氏自身は「厚生年金被保険者拡大」が優先と思っているのが明白である。
- 厚生年金保険法第1条は「この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」としている。すなわち労働者保険である。国民の共同連帯をベースの国民年金とは格が違う。
- さらに、権丈氏は、「基礎年金底上げ」には労使が反対しているが、どう思うかと続けるのであるが、いっそ哀れである。基礎年金の創設時には、（旧）国民年金を厚生年金が救済するのかと、労使側では反対意見が強かった。権丈氏の論議は、その時点にまで遡る。
- 共済年金の厚生年金への「一元化」にも、公務員はずっと抵抗してきた。既得権を侵害されることに対し、その受益者が反対・抵抗するのは、避けられない。それでも改革に向かうには理念や信念が必要である。牛丸氏の「信念」には、その思いも含まれるのだろう。
- もとより、生存権に関わるとはいえ、生活保護と基礎年金とでは、機能も役割も異なる。少子高齢化の進展の中、基礎年金では保険料負担の「45年化」はもとより、支給開始年齢引き上げや給付水準の在り方も検討されなければならない。そこが本丸である。（以上）